

6. 計画の実施

6.1 白山ユネスコエコパークの管理運営体制

(1)協議会の体制

協議会は、白山ユネスコエコパークの管理運営を担う団体として 2014 年 1 月に設立し、協議会事務局は 2019 年 3 月 31 日現在、白山市役所内に置かれています。

協議会は次の 12 者で構成され、それぞれの代表者が議決権を有する委員を務めており、協議内容に関する重要な決定は、民選の市村長等が参画する協議会(総会)で行っています。

【委員】

南砺市、白山市、大野市、勝山市、高山市、郡上市、白川村
富山県、石川県、福井県、岐阜県
NPO 法人 環白山保護利用管理協会

【幹事会及びワーキンググループ(WG)】

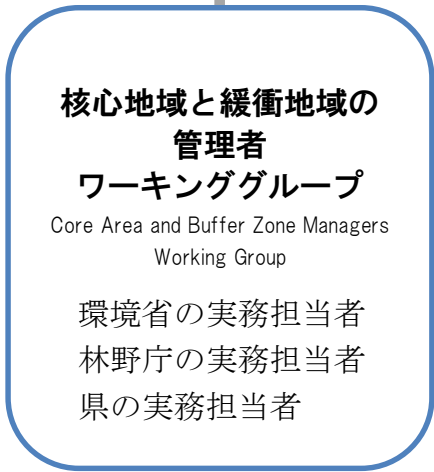
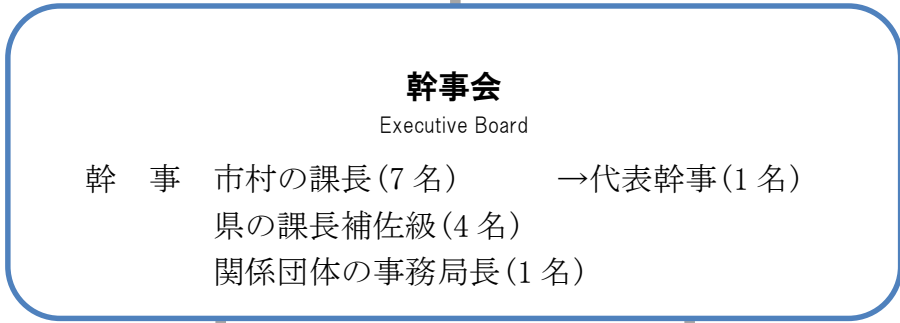
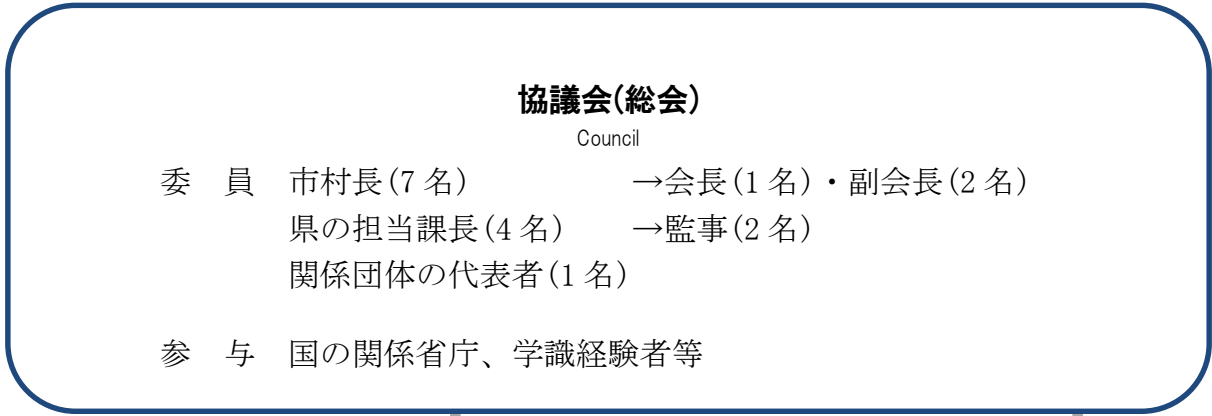
協議会での具体的な協議や調整は、会務を円滑に推進するために設置している関係自治体及び関係団体の担当者が参画する幹事会と、協議会の事業を具体的に推進するために設置している関係自治体及び関係団体ワーキンググループ、核心地域・緩衝地域の管理者ワーキンググループを中心に進めており、その他、必要に応じて利害関係者と適時調整を行っています。

【学術部会】

協議会は学術的な助言指導及び支援を受けるために学術部会を設置しており、学術部会が白山ユネスコエコパーク全体に対する助言組織となっています。学術部会は学識経験者等から構成され、学術的調査研究に関する事項や協議会の目的を達成するために必要な事項に対して、専門的助言の提供や参加・協働して事業を推進していきます。学術部会は、学術部会としての議決はできませんが、決定権を有していません。

【参 与】

議決権を有しない参与として、日本MAB計画委員会に所属する学識経験者や白山信仰に関わる神社(白山比咩神社、平泉寺白山神社、長滝白山神社)、農林水産省・林野庁・国土交通省・環境省の各地方機関、国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット(UNU-IAS OUIK)が参画しています。



白山ユネスコエコパーク協議会の組織図(2019年3月31日現在)

(2)協議会の役割

協議会は、白山ユネスコエコパークの管理・運営を円滑に進めるため、白山ユネスコエコパークに関するあらゆる事項について調整を図り、関係自治体や関係団体が連携し、白山ユネスコエコパークの保全と活用を推進するとともに、持続可能な発展に資することを目的に、下記に示す事業*を行います。

- 1) 白山ユネスコエコパークの自然環境の保全と適正な利用の促進に関すること。
- 2) 白山ユネスコエコパークの経済発展に関すること。
- 3) 白山ユネスコエコパークを活用した環境教育や調査研究に関すること。
- 4) 白山ユネスコエコパークの情報発信及び普及啓発に関すること。
- 5) 関係自治体及び関係団体との連絡調整と連携に関すること。
- 6) 国内外の生物圏保存地域に関係する機関及び団体との連絡調整と連携に関すること。
- 7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

※白山ユネスコエコパーク協議会規約より抜粋

6.2 計画の推進体制

(1)管理・運営主体

白山ユネスコエコパークの管理運営主体は、地域を構成する人々であり、本計画は、地域住民、地域団体、事業者、国内外の関係団体等が連携し、参加・協働して推進します。

協議会は、白山ユネスコエコパークを連携の“プラットフォーム”として、環白山地域における保全、教育や研究、観光や農林業等の経済活動において様々な主体が連携できるよう調整の役割を果たします。

なお、白山ユネスコエコパークの管理に関わる主な利害関係者は、以下の通りです。

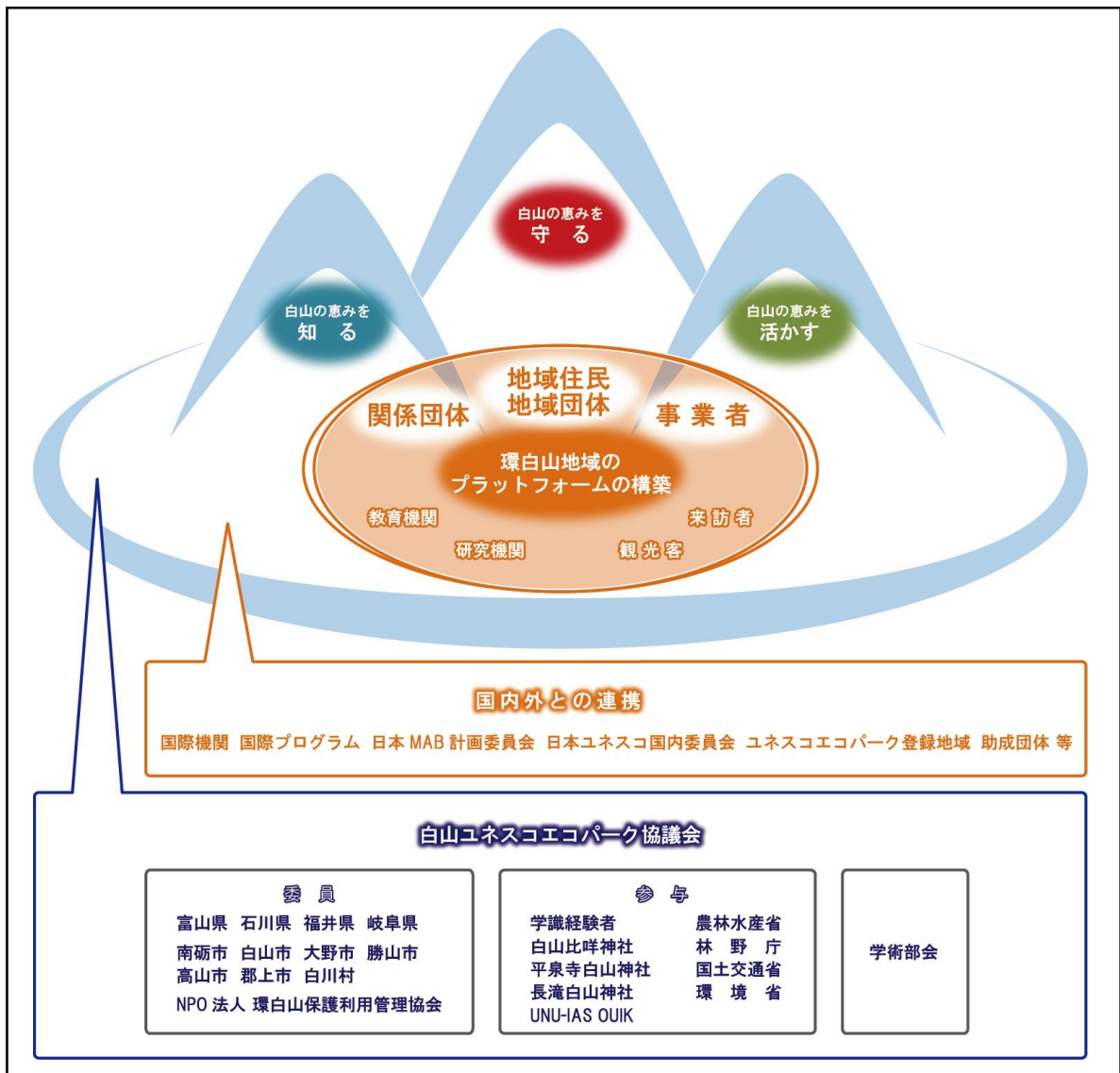
- ・ 地域住民
- ・ 自治会や町内会等の住民団体
- ・ 南砺市、白山市、大野市、勝山市、高山市、郡上市、白川村
- ・ 富山県、石川県、福井県、岐阜県
- ・ 文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁、環境省
- ・ 観光協会や観光事業者、交通事業者、商工会議所や商工業者、電力事業者
- ・ 農業組合、森林組合、漁業組合
- ・ 学校、研究機関や高等教育機関
- ・ (特に白山信仰に関わる) 寺社
- ・ 世界文化遺産や重要伝統的建造物群保存地区の保存組織、
自然や文化の保護・啓発活動・まちづくりに取り組む地域団体
- ・ 地権者

(2)住民の参画

地域住民は、白山ユネスコエコパーク管理運営計画書の実行や、日常的な管理の段階において白山ユネスコエコパークに関与しています。また、一部の市村では地域住民が参加している住民団体を活用して、地域住民と協議する場を設けています。

地域住民は、様々なレベルで自然環境や文化の保全、持続可能な地域の発展に資する活動、教育活動等に参画しており、これらの活動を持続可能に続けていくことが期待されます。

また、環白山保護利用管理協会は、白山とその周辺地域の自然、景観、歴史、文化の保全(保護)と、それらを活用した持続可能な地域振興(利用)、そしてその両方を未来に引き継いでいくこと(管理)を活動の目的としています。そのため、地域住民・企業・地方自治体・民間団体等の多様な主体が参画連携しながら各種活動を進めます。



管理・運営の推進体制図

6.3 実施状況の評価

(1)実施主体

構成員は、事業が本計画の方針に基づき効果的に実施されているか、目標評価シートに基づいて把握し、学部会より専門的助言・指導を得ながら毎年度評価を行います。

(2)事業報告

協議会の構成員及び協議会関係団体は、本計画に基づいて実施した取り組みについて、協議会事務局に報告します。

(3)進行管理

本計画の管理運営の施策に基づく取り組みの管理は、推進状況や課題の抽出、改善方法等、本計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルにそって毎年度Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)を行います。

(4)評価結果の活用

評価結果は適切に保管し、本計画の進行管理や取り組みの改善に効果的に役立ちます。また、ユネスコへの定期報告、本計画の中間評価、リマ行動計画及び国際目標(SDGsや愛知目標等)の達成の貢献にも使用します。



PDCA サイクルの流れ

年間スケジュール

区分	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
協議会						事業計画 の立案 (幹事会)	承認 (協議会)					
目標評価シート	目標評価シート の記入 (構成員)		まとめ (WG)	助言・指導 (学術部会)		調整 (幹事会)	報告 (協議会)					






【協議会】

- ・ 4月の幹事会で、年度の事業計画の立案を行います。
- ・ 5月の協議会(総会)で、事業計画の承認を得ます。

【目標評価シート】

- ・ 11～12月を目途に、年間の活動内容を◎/○/△/×の4段階で評価します。
 - ◎：十分進んでいる ○：進んでいるが課題がある
 - △：あまり進んでいない ×：全く進んでいない
- ・ 活動の評価を受けて、今後の方針(改善点)及び目標を設定します。
- ・ 学術部会より、今後の方針及び目標について専門的助言や指導を受けます。
- ・ これらをふまえ、4月の幹事会で確認及び調整を行った上で、5月の協議会(総会)で今後の方針と目標を報告します。

白山ユネスコエコパーク管理運営計画に関する目標評価シート(一例)

SDGs	管理運営の施策	目 標	事業主体	活動内容	段 階	評 価	今後の方針
	①生態系と種の保存の推進						
	②生態的リスクへの対応強化						
	③開発等への対応と 二次的自然環境の保全の推進						
	④環境保全意識の向上						
	⑤学術的調査研究の推進						
	⑥モニタリングの推進						
	⑦ESDの推進						
	⑧伝統文化の保全と伝承の推進						
	⑨地域住民の意識向上と 人材育成の充実						
	⑩地域資源の活用による 経済活動の持続						
	⑪交流インフラの充実						
	⑫危機管理対策の推進						
	①環白山地域の連携						
	②国内外のユネスコエコパーク等 との連携と国際貢献						